平成 27 年度　豊中市家庭用燃料電池システム
設置補助金交付制度のご案内

豊中市では、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及を促進することにより、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、対象システムの設置費用の一部を補助します。

１．募集期間

●平成 27 年（2015 年）5月１１日（月）～平成 27 年(2015 年)１１月３０日(月)

２．申込先

●豊中市環境部環境政策課　環境企画係　（豊中市役所第一庁舎５階）
〒５６１－８５０１　豊中市中桜塚３－１－１
電　話：　０６－６８５８－２１０８
ＦＡＸ：　０６－６８４２－２８０２

申込用紙は、豊中市環境政策課の窓口で配布するほか、ホームページからダウンロードもできます。

＜受付について＞

- 平日の８時４５分から 17 時 15 分まで窓口で受付します。郵送・FAX 等での受付は行っておりません。
- 先着順で受付し、募集期間内であっても申込が予算額に達した時点で終了します。
- 一度に多数の申込者が来庁された場合は、整理券で対応させていただく場合があります。

◆手続き代行業者の方へ

他に申込者がお待ちの場合、１回に受付できる件数は１件までとさせていただきます。
１件の受付が終了した際にお待ちの方がいない場合は、そのまま継続して受付できます。

◆太陽光発電設備、エネファームの補助を同時に申込される方へ

窓口が混雑している場合は、太陽光とエネファームの受付窓口を別々にし、分かれてお並びいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

３．平成２７年度予算額　　６００万円

４．補助対象経費と補助金額

補助対象経費	対象となるシステム	補助金額
・本体及び付属機器購入費 ・設置工事費	① 未使用品であること ② 一般社団法人　燃料電池普及促進協会（FCA）が指定する対象システムであること	補助対象経費の１０分の１に相当する額。 ※その額に千円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。 ※<u>８万円を上限</u>とします。

５．補助金の交付対象者

補助金の交付は、以下のいずれにも該当する方が対象となります。

① 自ら居住し、もしくは居住しようとする市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に設備を設置する方であること。（別荘、倉庫などの通常居住に使われていない建物は補助の対象外となります。）
② 補助金の交付申込時において、対象システムの設置に着手していないこと。
③ 市税を完納していること。
④ これまでに、この補助金を、本人または同一世帯の者が受けていないこと。

６．手続方法

【注意】黒ボールペンで記入してください（消えるインクのボールペン等は使用不可）
修正がある場合は、二重線で消した上に申込書の申込者印と同じ印鑑を押印してください。

（１）補助金交付の申込み

対象システムの設置工事をする前に、以下の書類を豊中市役所環境部環境政策課に持参してください。（ 郵送、FAX 等の受付はできません ）

（注意）各ユニットの基礎やアンカーボルトも設置工事に含まれます。

① 豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込書（様式第１号）
② 地図（対象システムの設置場所の所在地が分かるもの）
③ 対象システム設置前の現況写真　※以下の写真（遠景・近景）を提出してください。
※夕暮れ、ピントがあわない状態での撮影など、不鮮明な写真は提出書類として認められません。
●遠景…設置住宅等建物の全景
できるだけ道路側から隣接する家の一部などを入れて、建物全景を撮影してください。
●近景…設置予定場所の全景が入るように間近で撮影したもの
④ 工事請負契約書の写し
⑤ 経費の内訳書の写し（見積書の写し可）
⑥ 対象システムの仕様が確認できるパンフレット等（製造事業者と品名番号が確認できるもの）
⑦ 市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）を完納したことを証明する書類（領収印のある納付書、市税口座振替済通知書も可）
市民税・固定資産税・軽自動車税ともに１年間分の証明が必要
市民税・固定資産税：平成 26 年度のもの
軽自動車税：６月１日までは平成 26 年度のもの。６月２日以降は平成 27 年度のもの。
※ 市民税・固定資産税は、平成 27 年度の全期前納済の領収印のある納付書も可。
「課税証明書」は納税の証明にはなりませんのでご注意ください。
※ ５、６ページ「『市税を完納したことを証明する書類』について」を必ずご確認ください。
⑧ 設置承諾書（様式第２号）（システムを設置する住宅の所有権を持つ人が申込者以外にいる場合）
⑨ 豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金申込等手続代行者選任届（様式第１３号）（申込みをする方が事務手続きを代行者に委任する場合）
⑩ 対象システムを設置する住宅が集合住宅である場合は、管理組合等当該住宅を管理する者の承諾書　⇐ 集合住宅の場合は他にも書類が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。
⑪ その他、市長が必要と認める書類

（２）補助金の交付決定

申込書の審査の結果、適正と認めた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。
なお、交付決定通知書の交付予定額を、設置完了後の補助金額の確定時における限度額とします。

（３）計画の中止

交付決定後に、やむをえない事情により計画を中止しようとするときは、速やかに「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金申込取下書」（様式第６号）を市長に提出してください。

（４）補助金交付実績報告書の提出

- 対象設備の設置を完了したときは、**完了日から起算して２か月以内または平成 28 年（2016 年）２月 29 日（月）のいずれか早い日まで**に以下の書類を豊中市役所環境部環境政策課に持参してください。（郵送、FAX 等の受付はできません）
- 内容を変更した場合には、変更後の内容を記載してください。ただし、**交付決定通知書の交付予定額が上限**です。
- メーカーや型番を変更した場合には、変更後の製造事業者等と品名番号が掲載されているパンフレット等もご持参ください。

① 豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付実績報告書（様式第 7-1 号）
② 領収書の写し（対象システムの設置費に係るもの）
③ 領収書内訳書（様式第 7－2 号）
④ 竣工検査の試験記録書（様式第７－３号）
⑤ 対象システム設置後の現況写真　※以下の写真すべてを提出してください。
　●設置住宅等建物の全景（設置完了日以後の写真）
　交付申込の際に提出した写真とできるだけ**同じ位置から同じ角度**で、隣接する家の一部などを入れて撮影してください。補助対象システムが写っている必要はありません。
　●システムの全景
　●燃料電池ユニット単体の全景
　●貯湯ユニット単体の全景
　●燃料電池ユニットの品名番号および製造番号（銘板）のアップ
　●貯湯ユニットの品名番号および製造番号（銘板）のアップ

注意！ 夕暮れ、ピントがあわない状態での撮影など、不鮮明な写真は提出書類として認められません。

⑥ 対象システムの設置位置が分かる図面（住宅のどの辺りに対象システムを設置したか、位置を記入した平面図。手書き可）
⑦ 対象システムの保証書の写し（保証書の写しおよび保証登録カードの写し）
　※保証書の写し：エネファーム取扱説明書にある保証書のページの写し
　※保証登録カードの写し：購入者の住所・名前、製造業者名、販売業者名、対象システムの品名番号、保証開始日（設置日）が記載されていること。
⑧ 住民票（補助金交付決定者が対象システムを設置した住居）
　※３か月以内に取得したもの。世帯主との続柄および発行日の明記が必要。コピー不可。
　※申込者のもののみで可。ただし、世帯全員分の交付を受けた場合には全員分を提出してください。
⑨ その他、市長が必要と認める書類

（５）補助金交付額の確定

- 補助金の額は、実績報告書を審査し、原則として「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定通知書」に記載した補助金交付予定額を限度として確定します。
- 実績報告書の審査により交付額を確定した場合、「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付額確定通知書」を送付します。

（６）補助金の請求

- 「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付額確定通知書」を受けたときは、平成 28 年（2016 年）３月３１日（木）までに、「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付請求書」（様式第９号）を市に提出してください。請求書を受けた後（約１ヶ月後）に、補助金を指定の銀行口座に振り込みます。

（７）手続代行者

- 申込者は、補助金交付申込書、実績報告書、交付申込取下書の提出に係る手続きの代行を、対象設備を販売する者等（手続代行者）に対して依頼することができます。
- その場合、「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金申込等手続代行者選任届」（様式第 13 号）の提出が必要となります。

７．システム設置後について

（１）システムの適正管理義務

- 補助金を受けて設置したシステムは、６年間適切な維持管理に努めてください。
- 設置したシステムは６年間売却、譲渡、貸与等はできません。自然災害その他受給者の責めに帰することができない理由でシステムが使用不能になったとき、又はシステムを設置した住宅の所有権の移転が発生したときは、豊中市家庭用燃料電池システム処分届出書（様式第 12 号）を市に提出してください。

８．周辺環境への配慮のお願い

一般家庭においても、空調機器、給湯機器、発電機器などが、低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や設置業者などとよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。

市税を完納したことを証明する書類について

２ページでご案内しておりますとおり、家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助金の交付申込みをしていただくにあたり、申込者が市へ納入すべき税金を１年分完納していることを証明する書類の添付が必要です。

添付が必要なのは、**①市・府民税、②固定資産税、③軽自動車税**のうち、該当するものすべてです。

以下に、それぞれの証明として有効なものの例を挙げていますので、ご参考にしてください。

【完納の証明として有効なものの例】

① 市・府民税

- 市・府民税納税証明書・・・平成 26 年度のもの
  →市・府民税が給与からの引き落としの場合には、証明書を取得する時期によっては未納税額が記載されますが、納期限未到来額と同額であれば有効です。（ただし、納期限未到来額が納入済額を上回る場合は不可）。
- 領収印のある納付書
- 口座振替済通知書

　平成 26 年度の全期前納分か 1～4 期分、または
　平成 27 年度の全期前納分
　※平成 27 年度全期前納分の口座振替済通知書は 6 月中旬頃発送予定

注意「課税証明」は納税の証明にはなりません。ただし、平成 26 年度が非課税である場合のみ、「非課税」の記載のある平成 26 年度課税証明書を提出してください。また、海外に居住していて平成 26 年度に市・府民税の納税義務がなかった場合には、住民票の写し（前住所の欄に居住していた国名が記載されているもの）を添付してください。

② 固定資産税

- 固定資産税納税証明書・・・平成 26 年度のもの
- 領収印のある納付書
- 口座振替済通知書

　平成 26 年度の全期前納分か 1～4 期分、または
　平成 27 年度の全期前納分
　※平成 27 年度全期前納分の口座振替済通知書は 6 月中旬頃発送予定

※ 申込者本人が市内に所有する固定資産（共有を含む）の分を添付してください。共有名義の場合、土地・建物ともに共有なのか、土地または建物のどちらかのみ共有なのか、補助金交付申請書を環境政策課に提出する際に職員にお伝えください。
平成 26 年 1 月 2 日以降に固定資産を取得した場合（それ以前は賃貸住宅に居住していた場合など）や所有者が申込者以外である場合には固定資産税の納税証明書は不要です。

③ **軽自動車税**（軽自動車およびバイク；申込者本人所有のものすべて）

- 軽自動車税納税証明書（6 月 1 日までは平成 26 年度分、6 月 2 日以降は平成 27 年度分）
- 領収印のある納付書（6 月 1 日までは平成 26 年度分、6 月 2 日以降は平成 27 年度分）

※ 平成 27 年度分の軽自動車税の納期限は平成 27 年 6 月 1 日です。

≪その他注意点≫

- 領収印のある納付書および口座振替済通知書は、いずれも原本をお持ちください。窓口で確認後、コピーを取ってお返しいたします。
- 平成 26 年度の納税証明書は、平成 26 年 1 月 1 日現在の居住地で取得できます。平成 26 年 1 月 2 日以降に豊中市に転入した方は、転入前の市町村で発行してもらってください。
- 納税証明書の発行窓口は、市役所第一庁舎 2 階の税務企画課（204 番窓口）および新千里出張所・庄内出張所です。納税証明書の発行は有料です（1 通 300 円）。
- 住宅用再生可能エネルギーシステム（太陽光発電設備・太陽熱利用設備）と家庭用燃料電池システム（エネファーム）両方の補助金交付申請をされる方は、該当する証明書を各 1 通お持ちください。窓口で原本を確認させていただいてから必要部数をコピーさせていただきます。

補助金交付の流れ

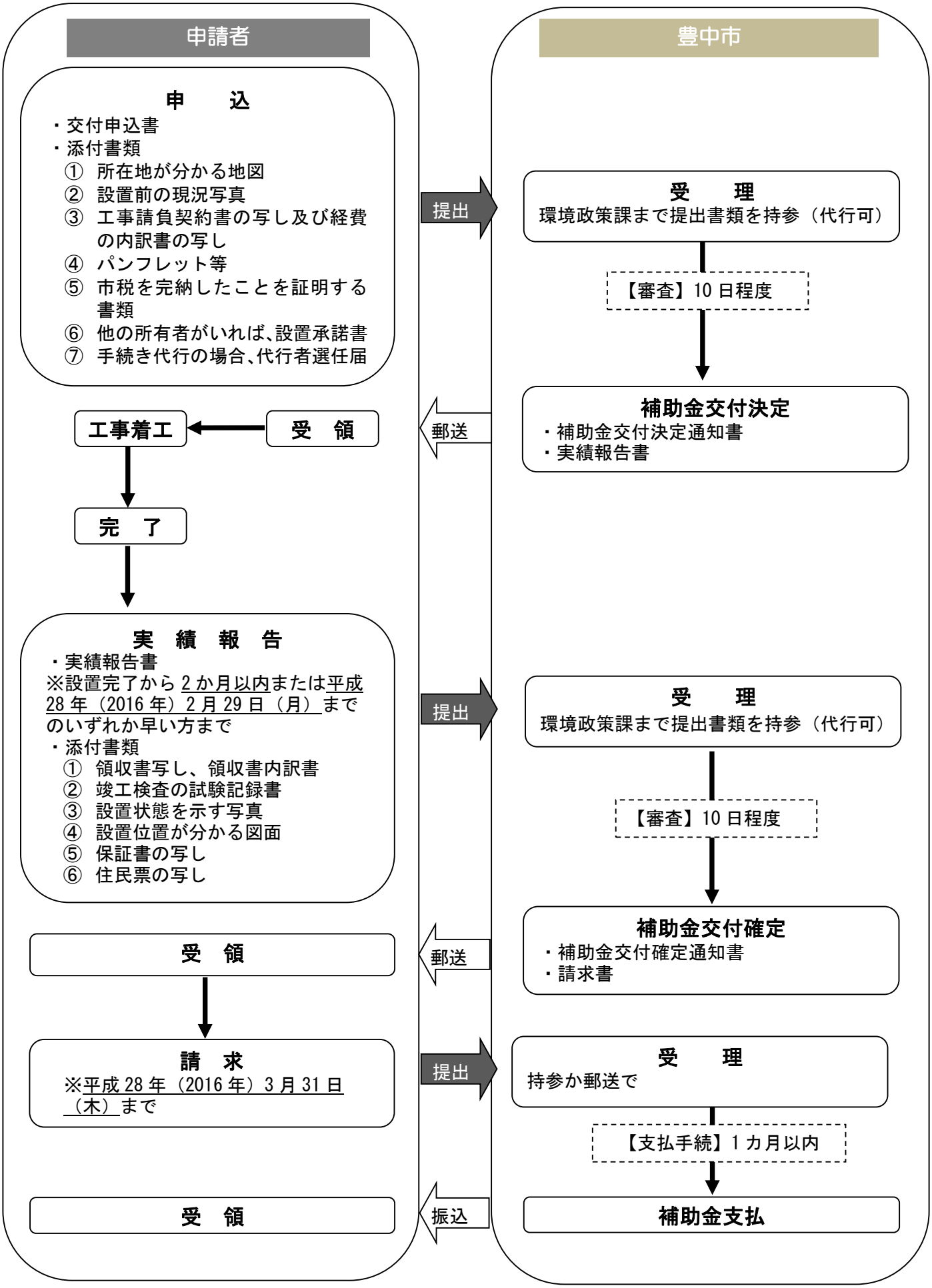
申請者
豊中市
申　込
・交付申込書
・添付書類
① 所在地が分かる地図
② 設置前の現況写真
③ 工事請負契約書の写し及び経費の内訳書の写し
④ パンフレット等
⑤ 市税を完納したことを証明する書類
⑥ 他の所有者がいれば、設置承諾書
⑦ 手続き代行の場合、代行者選任届
提出
受　理
環境政策課まで提出書類を持参（代行可）
【審査】10 日程度
補助金交付決定
・補助金交付決定通知書
・実績報告書
郵送
受　領
工事着工
完　了
実　績　報　告
・実績報告書
※設置完了から 2 か月以内または平成 28 年（2016 年）2 月 29 日（月）までのいずれか早い方まで
・添付書類
① 領収書写し、領収書内訳書
② 竣工検査の試験記録書
③ 設置状態を示す写真
④ 設置位置が分かる図面
⑤ 保証書の写し
⑥ 住民票の写し
提出
受　理
環境政策課まで提出書類を持参（代行可）
【審査】10 日程度
補助金交付確定
・補助金交付確定通知書
・請求書
郵送
受　領
請　求
※平成 28 年（2016 年）3 月 31 日（木）まで
提出
受　理
持参か郵送で
【支払手続】1 カ月以内
補助金支払
振込
受　領